

Vol.45

今回は 所得税

相談事例  
紹介

# 会員相談室

相談委員 苺米 裕 (芝支部)

**電話相談**  
受付 | 午前10時～11時50分  
時間 | 午後 1時～ 2時40分  
**03-3354-8520**

**事前予約**  
面接相談・随時相談  
**03-5919-7157**



## 太陽光発電設備の法定耐用年数と余剰電力の売却収入の課税

### 事例

自動車の附属品の製造（以下「製造業」という。）及びアパート運営（事業的規模である。以下「貸家業」という。）を個人の事業として営むAは、平成24年中において、当該事業と自宅に係る電気の供給手段を太陽光発電設備に切り替えるため、同設備を事業用はそれぞれの敷地内、及び自宅用は屋根の上に設置している。なお、Aの所有する甲土地には、製造工場と居住用家屋が各々建てられ、貸家は数百メートル離れた乙土地の上に建設されている。

この太陽光発電設備は、平成24年分の確定申告における製造業及び貸家業に係る事業所得及び不動産所得に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の計算の基礎となる法定耐用年数は何年となり、貸借対照表の資産計上すべき勘定科目は何か妥当であるか。

また、自宅に係る太陽光発電設備について、余剰電力の売却収入を得ているが、課税関係をどのように処理をするべきであるか。

### 回答

太陽光発電設備について、減価償却費の計算上、採用すべき法定耐用年数は、製造業「9年」、貸家業「17年」になると思われる。勘定科目は、業種に応じた固定資産として適宜な勘定科目で処理をするべきであり、製造業は「機械装置」が妥当と思われるが、貸家業に「機械装置」を採用することに抵抗があるならば「構築物」ではどうか。

また、自宅の余剰電力の売却収入は、雑所得の収入金額として認識し、同設備の減価償却費は、収入金額に対応する部分の金額を配賦して、必要経費に算入することになる。

### 検討

#### I 法定耐用年数と勘定科目

##### 1 製造業及び貸家業に係る太陽光発電設備の耐用年数

Aが営む製造業に係る製品は、自動車の附属品の製造である。これにより、日本標準産業分類の業用区分としては、小分類「311自動車・同附属品製造業」に該当するため、その耐用年数は、耐用年数省令別表第2「23 輸送用機械器具製造業用設備」の9年を適用することになると思われる。この判断は、太陽光発電設備が自動車の附属品の製造の製造設備の一部を構成していると考えられるため、機械装置の全部について一の耐用年数を適用する必要があることから、誘導されたものである（耐通1-4-2）。

一方、貸家業に係る同設備は、同省令第2「55前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」の「主として金属製のもの」の17年を適用することになると思われる。この判断の際には、建物附属設備の電気設備として捉えて15年を採用する余地について、検討を行っている。本太陽光発電設備の機能及び仕様は、太陽電池により蓄電した電力をパワーコンディショナーによって増幅して配電するシステムであった。この設備の能力を勘案すると、建物に附属する設備レベルではなく、電気を発電するための独立した装置であると考えられ、機械装置の範疇に捉えるべきであると判断した。

##### 2 製造業及び貸家業に係る太陽光発電設備の勘定科目

上記1耐用年数の判断において、太陽光発電設備は機械装置の範疇であると判断しているため、使用

すべき勘定科目は「機械装置」が妥当である。この処理は、製造業では異論はないと思うが、同設備の貸家業における使用については抵抗があると思う。そこで、貸家業では、同設備の設置が敷地内であることを勘案して、「構築物」として処理をすることも一考であろう。ただし、同設備の耐用年数省令の区分は「機械装置」であることから、勘定科目として「構築物」を採用した場合であっても、耐用年数17年という判断が変わることではない。

#### II 余剰電力の売却収入

太陽光発電設備が消費電力を上回る発電をした場合には、電力会社が買取る制度が存している。これにより売却収入が発生した場合には、製造業及び貸家業に係るものは、付随収入として捉え、それぞれ事業所得又は不動産所得の総収入金額に算入すべきものと解される。今回のご質問は、ご自宅に係る売却収入であることから、雑所得として課税されることになる。なお、雑所得の必要経費に算入すべき減価償却費の額は、同設備の減価償却費（耐用年数17年）を発電量で除し、売却した電力量を乗じて計算することになる（所法45）。

#### 【参考図表】余剰電力売却収入の所得区分

太陽光発電設備を設置している建物の状況等	事業所得の付随収入	不動産所得の付随収入	雑所得の収入
① 自宅(単独)の場合			○
② 自宅兼事業用店舗の場合	○		
③ 事業用店舗の場合	○		
④ 賃貸物件の場合		○	
⑤ 全量売電の場合(注)	(事業の場合○)		○

(注)個人が行う太陽光発電であっても、平成24年7月以降、一定規模以上の太陽光発電設備により発電が行われる場合には、その送電された電気の全量について電力会社に売却することが可能とされている（全量売電の場合は事業又は雑所得）。

#### III 補足事項

太陽光発電設備が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項」に規定する認定発電設備に該当する場合には、特別償却（その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額）又は税額控除（原則：取得価額×7%）の適用を受けることが可能である（措法10の2の2）。

しかし、同制度は、貸付けの用に供したとき、及び雑所得には適用できないことに留意しなければならない。



## 居住用財産の贈与を受けた直後に譲渡をした場合の3千万円特別控除

### 事例

数年前に夫に先立たれたAは、長女Bと出生から現在に至るまで、自己の所有する家屋で同居をしている。当該居住用家屋は、老朽化していること、親子二人で住むには広すぎることから、売却してマンションへ住み替えるという計画が急速に進められている。現時点では、不動産業者と売却物件に係る調整が進んでおり、住み替え物件の候補も絞られてきている。

現在住んでいる居住用家屋に価値はないが、その敷地の売却価額としては6千万円程度になることが見込まれている。当該敷地は先代から承継したものであるため、取得費が1千万円と低いことから、売却を実行すると5千万円程度の譲渡益が発生することになる。

そこで、母Aは、居住用財産（家屋及び敷地）2千5百万円相当を長女Bに贈与を行った後、当該財産を譲渡することを考えている。これは、当該財産を共有にすることで、AとBの各々に対して、租税特別措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控

除》(以下「3千万円特別控除制度」という。)の適用を受けようという計画である。

① 母Aから長女Bへの贈与は、相続時精算課税（相法21の9）の適用が可能であるため、贈与税額が発生しない。

② 居住用財産の譲渡による3千万円特別控除制度は、当該財産の所有期間に制限がないことから、譲渡益5千万円はAとBの双方ともに同制度の特別控除の範囲内で収まる。

この計画を実行する際、課税問題を考えなければならないことがあるか。

### 回答

近日中に譲渡することが確実と見込まれる居住用財産の贈与を受けた場合には、たとえ贈与前及び贈与直後に居住の用に供していても、当該財産を居住用財産として認められるとは言い切れない。そのため、本計画は長女Bの土地建物の譲渡について、3千万円特別控除制度の適用が受けられないケースを想定しておく必要がある。

### 検討

#### I 租税特別措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》の概要

個人が居住用財産の譲渡をした場合等には、その個人がその年の前年又は前々年において既に居住用財産の特例の規定の適用を受けている場合を除き、これらの全部の資産の譲渡に対する長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額の計算上、3千万円の特別控除を適用することができる。本制度の特徴としては、居住用財産の所有期間及び居住期間に制限がないことがあげられる。

#### II 居住用財産として認定されないことによる3千万円特別控除の除外

長女Bは、出生から贈与時に至るまで母Aが所有する居住用家屋を生活の拠点としており、母Aから持分の一部の贈与を受けた後、譲渡が実施されるまでの間がたとえ短期間であっても居住が継続されている事実は存する。居住用財産を譲渡した場合の3千万円特別控除制度は、所有期間及び居住期間についての定めがないことから、法律の文理解釈上適用が可能であると考えられる。

しかしながら、長女Bに対する贈与は、贈与前において譲渡計画が進められており、贈与後に当該家屋等の譲渡を実施することが確実視されていることから、贈与後の期間は所有者として居住する意思を持って、居住の用に供していたとは認定できないことが考えられる。同制度の対象となる居住用財産とは、真に居住の意思を持って居住している場合をいうものであって、この要件に該当するか否かを判断するに当たり、当該家屋を所有者としてある程度の期間、継続して生活の拠点としていたか否かは重要な判断要素となると思われる（平成22年6月24日裁決参考）。今回のように、贈与前において、贈与した直後に贈与物件を譲渡することが確実に見込まれているような場合には、租税公平主義（憲法30、14）に反する租税回避目的と認定される恐れがあるため、長女Bに対する同制度の適用を否定される可能性がある。

注)内容は、平成24年4月1日現在の法令等に基づいています。  
本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。